

千葉大学大学院情報・データサイエンス学府ジョブ型研究インターンシップ実施要領

第1 目的

千葉大学大学院情報・データサイエンス学府におけるジョブ型研究インターンシップ推進協議会を介するインターンシップ（以下「ジョブ型研究インターンシップ」という。）の実施について、本要領を定めるものとする。

第2 手続き

手続きは「ジョブ型研究インターンシップ専用システム」にて行うため、通常のインターンシップで用いる大学院情報・データサイエンス学府の各書式は使用しない。

第3 専用システムへの登録および応募について

学生は「ジョブ型研究インターンシップ専用システム」上にてアカウント登録を行う。さらに、各企業が提供するジョブ型研究インターンシップの内容を確認し、主指導教員と相談した上で、興味のあるインターンシップに応募する。学生が応募すると、主指導教員に「応募承認依頼メール」が届くので、主指導教員は応募の内容を確認し、応募承認を行う。アカウント登録用 URL は学生ポータル提示板に掲載する「ジョブ型研究インターンシップ専用システム」の利用マニュアルに記載されている。

第4 契約について

応募の結果、企業とのマッチングが成立し、企業から労働条件通知・雇用契約書案、インターンシップ実施契約書案等が届いたら、学生は内容を主指導教員とともに確認する。

工学系大学院学務係および就職支援課は、インターンシップ実施契約締結に必要な事務手続きを行う。

第5 履修申請

ジョブ型研究インターンシップを実施した学生は、「ジョブ型研究インターンシップ」の単位の認定を受けることができる。「ジョブ型研究インターンシップ」の履修申請および承認は、インターンシップ実施契約締結をもって行う。

第6 事前指導

主指導教員等は、学生に対し必要に応じて、研究室の秘匿情報の持ち出し等について事前研修を行う。

第7 単位認定

工学系大学院学務係は、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会事務局から共有されている評価書（能力評価部分）を主指導教員に提出する。主指導教員は評価書に基づいて単位認定および成績評価を行う。

なお、単位数は1単位とし、修了要件外とする。

第8 その他

ジョブ型研究インターンシップの実施に関して、本要領によるほか必要な事項がある場合は、本学府の教務WG等で検討する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。